

件名	関越自動車道 大泉高架橋補修工事
----	------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	割掛対象表参考内訳書 【共通仮設費】 剥離剤用安全衛生保護具費 (入)(鋼)	工事の内容に「呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。」と記述されていますが、数量内訳書には「電動ファン付呼吸用保護具」となっております。どちらで参考見積書を提出すればよろしいでしょうか。	エアラインマスクで参考見積書を提出願います。 上記については後日交付図書を訂正いたします。
2	図面 57/67～59/67 入間高架橋 立入防止柵撤去設置工(その1)～(その3)	入間高架橋 立入防止柵撤去設置箇所 P12-P13間、P15-P16間の境界ブロックの切下げ等の段差擦り付けについては道路管理者と協議済みでしょうか。	境界ブロックは切下げずに施工する計画であるため、協議は行っておりません。
3	図面 57/67～59/67 入間高架橋 立入防止柵撤去設置工(その1)～(その3)	入間高架橋 立入防止柵撤去設置箇所 P6-P8間の植栽の撤去復旧については高架下利用者管理者と協議済みでしょうか。	植栽の撤去復旧については高架下利用者に施工してもらうことを想定しています。 なお、高架下利用者とは協議中です。
4	図面 19/26 大泉高架橋 立入防止柵撤去設置工	大泉高架橋 立入防止柵撤去設置箇所の境界ブロックの切下げ等の段差擦り付けについては道路管理者と協議済みでしょうか。	境界ブロックは切下げずに施工する計画であるため、協議は行っておりません。
5	図面 35/42～36/42 公園駅南通大橋 規制図(その1)(その2)	仮設防護柵の設置位置が、断面図と平面図で異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	平面図の設置位置が正しいものとお考え下さい。 上記については後日交付図書を訂正いたします。
6	図面 35/42～36/42 公園駅南通大橋 規制図(その1)(その2)	仮設防護柵設置撤去工が、単価表及び割掛対象表に含まれておませんが、別途協議可能と考えてよろしいでしょうか。	共通仮設費の率計上に含まれる安全費であるため、別途協議は行いません。
7	図面 35/42～36/42 公園駅南通大橋 規制図(その1)(その2)	仮設防護柵は、落下物防止柵撤去から設置までの期間存置すると考えてよろしいでしょうか。	その通りお考え下さい。
8	図面 4/42、2/38 公園駅南通大橋 工法詳細図(その2) 三芳町跨道橋 工法詳細図	表面仕上げ補修工詳細図における劣化仕上げ材の除去は、どの程度の除去を想定しておりますでしょうか。また、仕上げ材は既設含浸材との相性があるので、既設含浸材の名称を開示いただけないでしょうか。	劣化仕上げ材の除去について、表面仕上げ補修工A(三)(夜)、表面仕上げ補修工A 2(滑)(夜)は既設表面保護材表面までの除去を、表面仕上げ補修工A 1(滑)(夜)は炭素繊維巻立て工表面までの除去を想定しています。 既設含浸材については、エポキシ樹脂としています。
9	特記仕様書 22-24-7 施工 (1)	塗膜剥離剤の標準使用量について、単位のみの記載となっております。想定している標準使用量をご教示ください。	1kg/m ² とお考え下さい。 上記については後日交付図書を訂正いたします。